

第6号議案

一般社団法人 西野田労働基準協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人西野田労働基準協会（以下、「当協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当協会は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当協会は、会員相互の連絡提携により、労働基準法（以下「労基法」という。）、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）及びその他関係法規を普及推進し労働災害防止、労働者の健康確保を図るため、必要な事業を行うことにより労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働災害防止のための安衛法及び関係法令に基づく法定資格の付与、教育・研修会等の実施及びこれらの広報啓発に関する事。
 - (2) 労働者の福祉の向上のための労基法及び関係法令の周知徹底、講習会・研修会等の実施及びこれらの広報啓発に関する事。
 - (3) 上記の目的を達するための労基法、安衛法等の正しい知識の普及啓発に関する事。
 - (4) 労働災害防止及び労働衛生等に関する書籍の販売等の物販の事業。
 - (5) 労働衛生管理者試験受験準備講習会等の事業。
 - (6) その他、前各号に掲げる事業に関連すること。
- 2 前項に規定する事業については、大阪府の区域内において行うものとする。

(支部)

第5条 当協会は、当協会と会員の連絡調整を図るため、必要ある場合支部を設けることができる。

(部会)

第6条 当協会に第4条の事業を行うため部会を置く。

2 前項の部会の運営等に関する事項は理事会において定める。

第3章 会員

(会員の資格)

第7条 当協会の会員は、西野田労働基準監督署の管轄区域内に於ける労基法の適用事業場（以下「適用事業場」という。）とする。但し、管轄区域外であっても必要な手続きを経れば会員となれる。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第8条 当協会の会員となるには、所定の入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

2 会員事業場の代表者に変更が生じたときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(会費)

第9条 会員は、総会の決議を経て別に定める規則により会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第10条 会員は、次に掲げる事由によりその資格を失うものとする。

- (1) 西野田労働基準監督署の管轄区域内に適用事業場を有せざるに至ったとき
- (2) 会員となった西野田労働基準監督署の管轄区域外の事業場がその管轄区域外に事業場を有せざるに至ったとき
- (3) 退会したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、退会する旨を当協会宛に文書等により通知することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会費を1年以上にわたって納入しないときは、会長の承認を得て退会したものとみなす。

(除名)

第12条 当協会の名誉を毀損し、又は当協会の目的に反するような行為があったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

2 会長は、前項の規定により除名された会員に対しその旨を通知するものとする。

(拠出金品の不返還)

第13条 既に納入された会費及び会員並びに会員以外の者から寄付された金品は、いかなる理由があつても返還しない。

第4章 役員等

(役員の種別及び員数)

第14条 当協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事の内1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

(役員の選任)

第15条 役員は次の方法で選出する。

- (1) 理事、監事は、総会において会員の内から選出する。ただし、理事の内1名は会員以外から選出することができる。
 - (2) 会長、副会長は及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。
 - (3) 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 2 前項の会長及び副会長をもって「一般社団・財団法人法」上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の職務)

第16条 会長は、当協会を代表し会務を統理し、総会及び理事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長の命を受けて、業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 採算の状況又は業務執行につき、不正の事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。
- 6 理事は、直接利害のある事項について審議決定には参加できないものとする。

(役員の任期及び在任年齢)

第17条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 増員により就任した理事の任期は、他の現任役員の残任期間と同一とする。
- 4 役員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期が満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 5 専務理事の在任は、68歳までとする。

6 会長・副会長その他これに相当する職にあるもの、及び非常勤の理事については、在任年齢は70歳までとする。

7 第5項及び第6項の規定にかかわらず、特段の事情等によりこれを延長する必要がある場合にあっては、理事会の議を経て、在任年齢を延長することができる。

(役員の退任)

第18条 理事・監事はその代表する適用事業場が会員の資格を失ったときは退任するものとする。

(役員の解任)

第19条 当協会の名誉を毀損し、又は当協会の目的に反するような行為が認められた役員は、総会の議決をもってこれを解任する。

(顧問及び相談役)

第20条 当協会に顧問及び相談役を若干名選任することができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ又は理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の報酬)

第21条 役員は無報酬とする。

第5章 会 議

(会議)

第22条 当協会に総会並びに理事会を置く。

2 前項の総会をもって「一般社団・財団法人法」上の社員総会とする。

(総会)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催しなければならない。

3 臨時総会は、理事会の決議又は会員の5分の1以上の請求があったとき開催しなければならない。

(構成)

第24条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(総会の招集)

第25条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、少なくとも総会の1週間前までにその会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を記載した文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第26条 総会は、この定款に別段の定めのあるものを除き総会員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(総会の決議)

第27条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は会員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 定款の変更。
 - (2) 解散。
 - (3) その他法令で定められた事項。

(総会の表決委任)

第28条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の権限)

第29条 総会議決を要する事項は次の通りとする。

- (1) 定款の変更。
- (2) 当協会の解散。
- (3) 役員の選任及び解任。
- (4) 毎事業年度の事業計画並びに収支予算の決定。
- (5) 事業報告及び収支決算の承認。
- (6) 会員に対する決定及び変更。
- (7) 会員の除名。
- (8) 重要な財産の処分
- (9) その他理事会において当協会運営上、特に必要と認めた事項。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 会員または理事の数および会議に出席した会員または理事の数。
- (3) 審議事項および決議事項。
- (4) 議事の経過の概要およびその結果。

(5) 議事録の署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長および出席会員または理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、会長が必要により招集する。

2 理事会の招集は、その会議の目的たる事項およびその内容並びに日時・場所を通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

(理事会の決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず「一般社団・財団法人法」第96条の要件を満たしたときは、議案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会への報告)

第34条 代表理事および業務執行理事は、理事会に対し毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

(理事会の権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当協会の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職。

(監事の出席)

第36条 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。但し議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

(資産の構成)

第38条 当協会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 当協会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第40条 当協会の経費は、資産をもって支弁する

(予算および決算並びに事業年度)

第41条 当協会の事業計画書及び收支予算書は毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の事業計画書及び收支予算書については、直近の総会に報告する。
- 3 当協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得るものとする。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 4 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
- 5 第3項の書類の外、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 6 当協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金の処分)

第42条 每事業年度の決算により剰余金を生じたときは総会の決議を経てその金額を翌年度に繰り越すものとし、その分配を行うことはできない。

(定款の変更)

第43条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余の財産の処分)

第45条 前条の規定により解散したときには存する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第46条 当協会が解散したときは、会長および副会長が清算人となる。

第8章 事務局

(事務局)

第47条 当協会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名、書記若干名を置く。
- 3 職員の任免並びに職務、給与等に関する事項は理事会の議決を経て会長がこれを定める。
- 4 事務局長は、事務局を統括する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 当協会の公告は、電子公告による。

第10章 雜則

(規則の制定)

第49条 当協会はこの定款の規定に基づき必要な措置を行うため規則を定める。

- 2 規則は、会長が理事会の議決を経て、制定または改廃する。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて

準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の代表理事は武谷博之とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条第6項の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。